**令和３年度　商店街等モデル創出普及事業（モデル創出事業）**

**実施商店街応募要領**

**事業概要**

コロナ禍の影響が続く中、地域商業や地域コミュニティの担い手として重要な商店街において、令和2年度に実施した府緊急対策（※１）の成果を活かし、新しい生活様式（ニューノーマル）に沿った「ICT活用」や地域内経済を循環させる「バイローカル（※２）」に関する取組みを促進し、商店街活性化のモデルを創出することを目的とする。

※１　府緊急対策とは、「令和２年度　大阪府商店街感染症対策等支援事業」のこと。大阪府では、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、日常生活を支える商店街と訪れる府民の皆さまの不安を払拭し、安心して買い物をしていただけるよう、モデルとなる107の商店街を選定し、「みんなで守ろう。おおさか」をスローガンに、「感染症対策」と「需要喚起」を支援する取組みを実施。

※２　バイローカルとは、地域の店で買い物をすることが地域商業の持続的な活性化の支えとなり、暮らしやすいまちづくりにつながるという考えのこと。地域の素敵な商いを消費者が知り、継続して利用することで、「よき商い」が根づき育ち、結果的に消費者の生活の質を高め、地域の活性化につなげるというもの。例えば、お店を掲載したイラスト入りの紹介マップを制作し、各店で置き合ってもらい、住民とお店が出会うイベントを開催するなど。

**１．支援対象商店街（応募資格）**

組織的に自主的な感染症対策や需要喚起に取り組むとともに、新しい生活様式（ニューノーマル）に沿った「ICT活用」や地域内経済を循環させる「バイローカル」に取り組む意欲が高い商店街等組織のうち、次の（１）又は（２）に該当する商店街等組織（※３）であること。

（１）令和２年度大阪府商店街感染症対策等支援事業のモデル商店街（１０７商店街）

（２）上記（１）と同程度の感染症対策（※４）を組織的に実施していると府が認める大阪府内の商店街

※３　商店街等とは、商店街その他の商業の集積等のこと。

商店街等組織とは、以下のとおり。

・　商店街等を構成する団体のうち、商店街振興組合、事業協同組合等の法人格を有する組織。

・　商店街等を構成する団体のうち、法人化されていない任意の組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。

※４　（１）と同程度の感染症対策とは、概ね以下のとおり。

・　基本的対処方針(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)、商店街ガイドライン(商店街における感染症防止対策に向けた基本的な方針)、業種別ガイドライン等の趣旨・内容を十分に理解・遵守し感染症対策を徹底していること。

・　府緊急対策の趣旨・内容を十分に理解した上で、組織的に啓発素材の活用や感染症対策に取り組んでいること。

**２．モデル創出数、支援予算額及び条件**

（１）モデル創出数：１０モデル

（２）支援予算額：１モデルあたり１１０万円以内（税込み）※委託料等上限額

（３）条件：商店街の自主的な需要喚起の取組みにICT活用及びバイローカルの視点を加味する場合

（４）取組み例：「ICT活用」や「バイローカル」の取組み例は左下表のとおり

（５）事業の流れ：本事業に関する事業の流れは右下図のとおり

実施

調整等

成果公表

連動

自主的な

需要喚起の

取組み

本事業に

よる取組み

委託等

本事業

事務局

商店街

|  |  |
| --- | --- |
| ＜ICT活用例＞  ・　タイムリーにキャンペーン情報を常連へ発信する商店街アプリの導入  ・　商店街QRカードによるポイント付与、抽選会実施  ・　歩いた経路から地図上に絵を描くＧＰＳアートにより商店街回遊と３密回避を促進　など | ＜バイローカルの取組み例＞  ・　地域の魅力的な店舗・クリエイターを商店街に誘致  ・　地域の魅力を伝えるガイドブックの制作、マイクロツーリズムの機運醸成  ・　地域の店舗及び地域資源の魅力の発信、当該エリアのファンの増加　など |

**３．スケジュール**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 令和3年 | 4月1日（木） | 応募要領公表 |
|  | 4月30日（金） | 応募申請提出締切 |
|  | 5月中旬 | 実施商店街決定 |
|  | 5月中下旬 | 本事業事務局と商店街とで事業企画案を調整・ブラッシュアップ |
|  | 6月頃～ | 本事業事務局と商店街とで委託契約締結及び事業開始 |
| 令和4年 | ～1月頃 | 委託契約締結事業終了  商店街から取組み成果を発表 |

**４．応募書類等**

（１）応募書類：商店街等モデル創出普及事業（モデル創出事業）申請書（別添様式）

（２）提出期限：令和3年4月30日（金）必着

（３）提出方法：応募書類を添付のうえ電子メール又は郵送により提出

（４）提出先：６．問い合わせ先に記載のメールアドレス又は住所

（５）応募上の留意事項

ア　応募書類については、審査にあたり、学識経験者や専門家等に配付します。

イ　提出された応募書類一式は返却しません。

ウ　申込に係る連絡先等の個人情報は適切に管理し、本業務以外の目的には使用しません。

エ　応募に要する経費は、すべて提案者の負担とします。

オ　事業実施商店街決定後、本事業事務局と商店街とで委託契約締結に向け詳細について協議します。

ここで事務局との協議が成立しないときは、委託契約を締結しないことがあります。

また、協議に当たり、企画内容・金額について変更が生じる場合があります。

カ　本事業の実施にかかる経費については、令和2年度GoTo商店街事業募集要領「2-8対象経費」を原則準用しますのでご参照ください。

キ　委託料は、原則、事業終了後に支払います。なお、事業実施前に概算払いを希望される場合は、申請書にその旨を記載ください。実施商店街決定後に個別に協議します。

**５．書類審査**

申請書の内容について、学識経験者や専門家等から意見を聴取し、その結果を基に事務局が施策効果などを総合的に判断し、実施商店街を決定します。

審査は原則として応募書類について行いますが、必要に応じてヒアリング及び追加資料の提出を求めることがあります。

選考結果については、５月中に本事業特設ウェブサイトに掲載するとともに、提案者あてに通知します。

特設ウェブサイトURL：<https://mamorou-osaka-shotengai.com/>

**６．問い合わせ先**

大阪府商店街等モデル創出普及事業事務局（10:00～17：00　土曜日、日曜日および祝日を除く）

受託事業者　(株)産經アドス内「大阪府商店街等モデル創出普及事業事務局」

住所　〒556-0017 　大阪市浪速区湊町2-1-57　難波サンケイビル

メールアドレス　[irai@mamorou-osaka-shotengai.com](mailto:irai@mamorou-osaka-shotengai.com)

電話番号　06-6636-1036 FAX番号 06-6636-1489